

暖房機器使用規定

天童市立長岡小学校

火災及び火気による児童の事故を防止し、燃料の節約にも努めましょう。

1 点 火

- (1) 各教室および特別教室の暖房機器については、児童登校前に技能士が各階廊下のスイッチを入れる。
- (2) 特別教室については、使用者が暖房スイッチを入れる。使用後はOFFにして退出する。ただ、連続して次時も使用することがわかっているときは、次時の使用者に委ねることができる。

2 使用中

- (1) 暖房機器の調節などは、職員が行う。(切・低・中・高)
- (2) 暖房機器の周囲に物を置かない。
- (3) 暖房機器に座るなどの行為をしないよう指導する。

3 消 火

- (1) 教室の消火は、授業終了後、各担任が廊下のスイッチをOFFにする。
- (2) FFヒーター、可動式の石油ストーブ、校長室・会議室エアコン、PC室エアコン、保健室エアコンについては、使用した者が確実に消火(OFF)する。
- (3) 最後に退勤する職員は、職員室天井に設置してあるエアコンの消火(OFF)を確認する。
 - * FFヒーター：校長室1台、保健室2台、3階学習室(図書室隣)
 - * 石油ストーブ：1階配膳室、ボイラー室、3階児童会室、3階図書室
 - * エアコン：パソコン室3台、保健室1台、職員室2台、校長室3台

4 消火確認

- (1) 日番は巡視時、次の作業(消火)を行う。
 - 廊下のスイッチをOFFにする。FFヒーター、石油ストーブ、エアコンスイッチのOFFを確認する。
 - 部屋の使用者がいた場合には、確実に声をかけ消火依頼をする。「消火お願いします。」「日番帰ります。消火お願いします。」
 - 冬季トイレの凍結防止ヒーターを使用するので、トイレの扉は必ず閉める。
- (2) 防火管理者(教頭)が、日番日誌で確認のうえ、消火確認をする。

5 燃料の補給

- (1) 燃料の補給については、技能士が残量をチェックし、会計担当者と連絡を取りながら、配当予算に合わせて補給する。

6 その他

- (1) 本体で操作するヒーターの消し忘れに注意する。(職員室、校長室、保健室、印刷室、PC室、放送室)
- (2) 暖房機器に異状(燃焼状態、臭い、煙、温水漏れ等)を発見したときは、運転を中止し、防火管理者(教頭)に報告する。
- (3) 定期的に窓を開けて換気をする。(中間休み、昼休み、清掃時)
 - * 暖房機周辺に可燃物を置かない。雑巾・布巾などは直接置かない。
 - * 確実消火、複数の目で確認。(特別室担当者 → 日番 → 防火管理者)